

## 納税環境整備に関する専門家会合（第1回）議事録

日 時：令和2年10月7日（水）15時30分

場 所：WEB会議（財務省第3特別会議室を含む）

### ○岡村座長

時間となりましたので、只今から第1回納税環境整備に関する専門家会合を開会します。

この度、本会合の座長を務めることになりました岡村です。どうぞよろしくお願ひします。

本日は、委員の皆様方の御理解、御協力をいただき、オンラインを利用した会議とさせていただきます。

本日の出席者一覧は、お手元にお配りさせていただいており、現在、全員との接続が確認できております。

会議の途中でパソコン操作などに支障が生じましたら、事務局を呼んでいただくか、予めお伝えしております事務局の電話番号に御連絡をいただければ、対応させていただきます。

8月5日に開催された政府税制調査会の第2回総会におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響下における税務手続の電子化や、適正課税・適正納税の確保の必要性について、委員の皆様の間で活発に御議論いただきました。

そうした議論を踏まえ、中里会長からは、ウィズコロナ時代における税務手続の電子化やグローバル化、デジタル化の進む経済社会における適正課税のあり方等について、多面的に検討していく必要があるとの御発言があり、また、この問題について、前体制においても、納税環境整備に関する専門家会合で議論を行っていただいております。引き続き専門家会合で議論を進めてはどうかとの御提案もあり、委員の皆様のお理解をいただき、本日、第1回目の会合を開催する運びとなりました。

本専門家会合の設置趣旨やメンバー等の詳細につきましては、お配りいたしました資料実1-1を御確認いただければと思います。

この納税環境整備というテーマは、時代や社会の変化に応じて不断の検討が必要な分野ですので、この専門家会合として、何か報告書のようなものをまとめるというよりは、むしろここで出た意見のうち、主なものをそのまま総会に報告するという形で進めたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、冒頭、会合の公開体制について、お諮りさせていただきます。

本会合の議事は、原則としてマスコミの方々に傍聴を認め、公開することとさせていただきます。

ただし、中立性・公平性等の観点から、会合を非公開とすることが適当と判断する場合には、皆様にお諮りした上で、その都度非公開とすることを決定したいと考えま

す。

また、会合に提出された資料に関しては、内閣府のホームページに掲載するとともに、議事については、後日、議事録を同ホームページに掲載にて公開することにしてはどうかと考えます。

他方、総会では、インターネットによる中継を行っていますが、この会合は、最終的な方針決定を行う総会の前段階という位置づけですので、より闊達な議論を行っていただくために、インターネット中継は行わないことにはどうかと考えます。

そのため、会合の終了後には、事務方による記者ブリーフを行いたいと考えています。

本会合につきましては、以上のような公開体制で臨みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

#### ○岡村座長

ありがとうございます。

それでは、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

引き続きまして、本専門家会合に加わっていただく外部有識者の皆様を御紹介させていただきます。

慶應義塾大学の佐藤英明教授です。

#### ○佐藤慶應義塾大学大学院法務研究科教授

佐藤です。どうぞよろしくお願ひします。

#### ○岡村座長

ウェブで参加いただいております、神戸大学の渕圭吾教授です。よろしくお願ひします。

本日は、御欠席されていますが、東京大学の齋藤誠教授にも、今後御出席いただく予定です。

それでは、申し訳ございませんが、ここでカメラの皆様は御退席をお願いします。

(報道関係者退室)

#### ○岡村座長

それでは、議題に入りたいと思います。

本日の会議の流れについて、説明させていただきます。

本日の専門家会合では、冒頭申し上げた設置趣旨を踏まえ、まずは事務局から現在の税務行政を取り巻く環境や今後の専門家会合の進め方について、御説明をいただき、その後、民間における記帳の実態やバックオフィスのデジタル化の状況について、外部有識者からのヒアリングを実施したいと思います。

本日は、日本商工会議所から、阿部貴明税制委員会共同委員長に、新経済連盟から、小木曾稔政策部長及びfreee株式会社の小泉美果金融渉外部長にそれぞれおいでいた

いただきました。

両団体からは、順次御説明をいただきたいと思います。

それでは、財務省主税局税制第一課中島企画官、よろしく願いいたします。

### ○中島主税局税制第一課企画官

ただいま御紹介に預かりました、主税局税制第一課で納税環境整備を担当しております中島と申します。どうぞよろしくお願い致します。

お手元で右肩に実1-2と書いてある、説明資料と題された資料で御説明申し上げたいと思います。

これまでの政府税調等における議論の経緯について、御説明申し上げます。

1 ページ目は、昨年の秋にお取りまとめいただいた、政府税制調査会の「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」の中で取り上げられている、経済社会の構造変化とそれを受けた令和時代の税制のあり方について、概要を整理したものです。

上半分の「経済社会の構造変化」のところでは、人口減少・少子高齢化、あるいは働き方の多様化等が取り上げられています。さらに経済取引のグローバル化や、デジタル化、財政の構造的な悪化が経済社会の構造変化として挙げられていまして、納税環境整備のあり方を今後検討していく上でも重要な前提となっています。

それを受けたところで、下半分の「令和時代の税制のあり方」ということで、特に納税環境整備の観点でどのような言及がされているかといったものを整理しています。

一つは、納税者利便の向上を図る観点からのマイナポータルや、スマートフォンを活用した電子申告、納付面でのキャッシュレス納付の推進、さらには記帳という段階に関しては、電子帳簿等保存制度の見直し等により、企業経営のICT化を後押しして、生産性の向上を促すことが重要だといったことが指摘されています。

地方税についても、地方税共通納税システムの利用促進や、地方税のポータルシステムの機能強化等を検討すべきということです。

他方、適正・公平な課税を実現するためにも、納税者に適正な情報開示を促す仕組みや、違法・不当な行為を抑止するための枠組みの検討が必要です。

さらには一番下のところでは、租税教育の重要性が指摘されました。

2 ページ目ですが、先日の8月5日に開催された政府税制調査会第2回総会で、委員の皆様から頂戴いたしました納税環境整備に関する主な御意見です。

大きく二つに分けて整理させていただいておりますが、一番目は、税務手続の電子化関係です。

まず一点目は、利便性の確保という視点に加えて、働き方の多様化や雇用の確保といったニーズも加味したところで、電子化の加速していくことが必要です。

二点目は、新型コロナウイルスによって、デジタルに依存した生活環境、仕事環境へと社会が変化していると御指摘をいただきました。

三点目は、コロナ禍において、マイナンバーの利用がうまくいかなかった等、我が国のデジタル化の脆弱性が明らかとなった。デジタル化を徹底的に進めていくことが必要だといった御意見も頂戴しています。

四点目、地方税共通納税システムの対象税目の拡大、あるいは電子帳簿保存法の要件緩和の御指摘をいただきました。

最後は、新しい生活様式の下、テレワークなどの取組みが進んでいることを踏まえて、書面、押印、対面原則の見直しを抜本的に進めていくことが必要と御指摘いただいています。

二番目の適正課税・適正納税の確保の観点からは、一点目に、国内に拠点を要しない外国法人等について、税務上の必要な情報の収集が困難になっているといった現状も踏まえたところで、デジタル経済活動への課税等、新しい国際課税の対応も含めたところで、対応策についての議論を進めていくことが必要だといった御指摘をいただきました。

二点目は、新型コロナウイルスの中で雇用がますます流動化している中で、適切な所得の再分配のためにも、いかに正確に所得を捕捉して、適切に課税していくかという御指摘をいただいています。

最後は、経済の電子化についての課税のあり方に関する御議論、これに日本としても積極的に関与していくべき、こういった御意見を頂戴したところです。

3 ページでは、簡単ではございますけれども、いわゆる骨太の方針2020でどういった考え方が示されているかといったところを抜粋しています。

一行目には、デジタル化の活用をはじめとした日本社会の進化を先取りする変革を一気に進めて、4 行目、デジタルガバメントの加速などの優先課題の設定とメリハリの強化を行っていくべきということです。

最後、下から2行目のところでは、グローバル化やデジタル化を背景に、新たな経済活動が拡大する中で、適正・公平な課税を実現する上での制度、執行体制の両面からの取組を強化する、こうした基本的な方向性が整理されています。

4 ページ目ですが、先ほど言及しましたデジタルガバメント分野に関して、こちらは規制改革推進に関する答申です。

ここで書面規制・押印・対面規制の抜本的な見直しが指摘されていまして、アンダーラインを引いているところ、下半分ですが、書面規制については、オンライン利用の円滑化のための様式の簡素化や添付書類の削減、オンライン化を推進します。

押印原則については、押印の必要性を検証し、真に必要な場合を除いて、押印を廃止していく。あるいは電子的に代替できる方策を明確にします。

最後、対面手続については、デジタル技術を活用したオンライン対応を検討しています。

以上のこれまでの御議論、様々な基本的な方向性を踏まえたところで、今回の納税

環境整備の専門家会合の進め方として、このような形でどうかということで、5ページに整理させていただいています。

本日の第一回専門家会合は、民間ヒアリングということで、記帳の実態について、日本商工会議所様から、また、事業所のバックオフィスのデジタル化の状況について、新経済連盟様からヒアリングをさせていただければと思います。

第二回専門家会合以降では、税務手続の電子化の現状としまして、e-Taxや、電子帳簿等保存制度の利用状況や、その利用拡大に向けた課題について議論させていただき、事業者における適正申告の確保、記帳水準の向上といたしまして、記帳の制度、申告の状況、さらには記帳水準の向上に向けた課題を議論させていただいてはどうかと思います。

他方、課税実務を巡る環境変化の対応としましては、グローバル化、デジタル化をめぐる執行上の課題について、お話ししたいと思います。

最後、税務上の書面・押印・対面原則の見直し、行政手続全般を見直す中で、税務についても取り組んでいく必要があるといった中での御議論を頂戴したいと思っています。

全体の流れは、私からは以上です。ありがとうございました。

#### ○岡村座長

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、日本商工会議所阿部共同委員長、どうぞよろしくお願ひします。

#### ○日本商工会議所阿部共同委員長

日本商工会議所の阿部でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

日本商工会議所からは、今日は改めて帳簿の重要性と関連して、電子化に向けた課題について、簡単なプレゼンテーションをさせていただきたいと思います。

多くの先生方にとっては、当たり前のことも含まれるかもしれませんが、再確認という意味で、そもそもなぜ帳簿が必要なのかという部分から、あるいは中小・小規模事業者にとって当たり前ですが、本業がとても重要だということ、それから、正直に申し上げて、難しいことはやりたくない、面倒くさいことはしたくない、得があればやるかもしれないという状態である中で、まさに好機が到来したというか、今までデジタル化が相当遅れていた中小・小規模事業者でも、これは必要だということが認識されるような環境に、今なりつつありますので、一挙に帳簿の電子化が進むように、各方面から応援をいただくと、また、御指導いただくとありがたいと思っています。

資料実「1-3」の1ページ目ですが、そもそも帳簿に関して、税務申告のために帳簿をつけるのだというイメージが非常に強いのが現状であります。本来であれば、経営の状況の把握や、キャッシュフローの管理、戦略的に投資をしていく判断をする

ために、記帳が必要だという本筋よりも、むしろ申告期限ぎりぎりになって、とりあえずやらなければいけないみたいな対応は、特に小規模事業者は多いというのが、残念ながら実態です。

2 ページ目ですが、最近、フリーランスという言葉が聞かれるようになってきて、ここに雇用的自営業者と書いてありますが、いわゆる今までの個人事業主、自営業者と随分様相が変わってきて、建設業が典型的なパターンですが、いわゆる一人親方で雇われてはいないのですが、企業に属するような形でもって、下請の仕事をしているような個人事業主が相当程度増えてきています。

右下の四角の吹き出しのところにありますが、建設業とか、あるいは学術・専門・技術サービス、教育学習支援、運輸などについて言うと、トラックの運転手などで車を持ち込んで、特定の会社のための荷物を運ぶ、こういうものが昔からありますが、いわゆる雇用的自営業者が増えている、新たな雇用形態の中で仕事をされることが増えているのが実態であります。

3 ページ目ですが、御承知のとおり、青色申告制度は相当程度定着をしていると認識されている方が多いかもしれませんが、個人事業主で青色申告をしている人は、おおむね60%、まだ4割の人はそうではない白色だということであります。

今回、税制が変わる中で、プラス10万円分の上乗せがちゃんと利用できる体制である人がまだまだ少ないというのが、特に小規模の個人事業主の実態です。

4 ページ目ですが、日本商工会議所は、全国で700名弱の記帳指導員がいて、5万件近くを超える小規模事業者に対しての具体的な記帳指導、記帳相談を受けております。

その中で、近年、急速にクラウド会計ソフトを利用したデジタル化を積極的にしています。冒頭コメントをしましたが、これは正直申し上げますように、一人親方で頑張っている職人、あるいは夫婦で一念発起して脱サラをして、飲食店を始めたという場合など、とにかく仕事は手について頑張っているが、それに派生した仕事、特に大事な会計帳簿の整理は、苦手というよりも、今まで考えたこともなかったし、どうしていいか全くわからないという中で、いわゆる伝統的な帳簿の付け方を一から勉強するのは、なかなか難しいわけですし、そういう意味では、近年、使われ始めているクラウド会計ソフトをうまく利用しながら、簡単に最低限のことをしっかり行うという機運に持ち込もうということなのです。

5 ページ目に写真がありますが、決して笑い話ではなく、多くの会社、小規模、あるいは個人事業主で、手の記帳と言うと格好いいですが、メモを書いて貼ると、これが圧倒的でほとんどの小規模事業者の実態です。

たまたまこのお豆腐屋さんは、70年も仕事をしているので、簡単に言うと、きちんとした記帳をしなくても、70年間はしっかりと仕事ができるということです。そのため、記帳しなくても潰れないことは分かっており、記帳してもお豆腐はおいしくはなりませんので、なぜ必要なのというところをもう少し分かってもらわなければいけな

いわけです。

この方の場合、デジタル化に慣れてもらって、大幅な時間削減ができました。その結果、新しいお客様へのリーチができたり、新しい商品の開発を積極的にできるようになったという、言ってみれば、ごく当たり前のことであります。

6 ページ目ですが、改めて実態を確認いただければと思うのですが、特に小規模事業者や個人事業主は、1,000万円以下の売上の皆様の4割は、税理士、プロの先生の関与がない状態でお仕事をされています。一部その中には、商工会議所等でもって、経理事務のお手伝いをさせていただき、指導させていただきというケースがありますが、プロの税理士の先生の関与がない。

これは言ってみると当たり前なのですが、一人親方は1人でやっていて、経理の担当者が1人以上いるということはないので、小規模であれば小規模であるほど、経理の担当者がいなくなり、1人で行っています。複数の人間で牽制しながら行うということは、実態としてあまり合っていないということです。

一方で、ここは信頼できる人、つまり親族、多くの場合、奥様とか、娘さんが金庫番をしてくれているので、そこはインチキなことはしないということが前提です。むしろ社長がいい加減なお金の使い方をしていけば、きちんと怒るという環境の中で仕事をされている方々が多い。

7 ページ目ですが、IT化と書いてありますが、簡単に言うと、手で書いているか、何か道具を使っているかという中では、小規模になればなるほど、依然として手書き。証憑書類の一つとして、請求書がありますが、売上が1,000万円以下の事業者については、7割以上の事業者が請求書は手で書いているというのが、厳然たる実態です。5,000万円になっても半分を超えて、1億円に近くなっても、4分の1、3割近くは、依然として手書きです。そのほうが早いから、それで何も不自由していないからというのが実態です。

8 ページ目ですが、改めて申し上げますと、そうなのだろうということだと思いますが、中小企業は、圧倒的に中小企業同士で仕事をしているケースが多い。あるいは小規模になれば小規模になるほど、小規模事業者が大手の会社と直接お取引をするというケースは、非常にまれ、少ないということです。

相手もIT化が遅れている、全体にIT化が遅れている中で、自分だけ何かをしてもうまくいかない。メールでお願いします、オンラインでお願いしますと言っても、依然としてファックスは良いほうで、電話で「いつものあれ、10個」という御注文が多い。そうすると、「いつものあれ」というのは、その人の声を聞いて判断するということです。もしかすると、これも将来AIが声を解読してくれるようになるかもしれませんが、ただ、「いつものあれ、10個」を分かるか、分からないかというのは、電子化へはほど遠いのが実態というのが現実です。

9 ページ目ですが、これは後ほどのプレゼンでもあるかもしれませんが、急速に使

いやすくなってきた道具を使いながらですが、先ほど言いましたように、今の電子帳簿の保存に関しては、いろいろな極めて難しいハードルが小規模事業者、中小企業に課せられています。

現実の問題としては、書類を物理的に保存するよりも、むしろ厳格な要件がたくさん課せられているということで、このハードルは思うよりも非常に高いというのが現実です。

先ほど申しましたように、小規模であればあるほど、インチキはしにくいというか、偽装したり、わざと故意の何かをするということは起きにくいはずなのですが、これを確実に担保するためにこうしてください、ああしてくださいと、これが少し緩和されないと、電子帳簿には進んでいかないと思っています。

10ページ目ですが、これは皆さんが御承知のとおりのことです。システム導入には、一定のコストがかかりますが、それに加えて、事務処理についてのマニュアルを整備した上で、開始日の3か月前に、計画的に余裕を持って申請をしなければいけない。承認をいただいた上で、その年度をスタートしなければいけない。実務に入ると、例えばですが、領収書に名前を書いたり、あるいは速やかに3営業日以内にタイムスタンプを押さなければいけない。

最後に、これは信用できないから、お互いにちゃんと牽制しながら、信憑性を担保してくださいということになるわけですが、現実には1億円以下の事業者、それなりの仕事をしっかりしている事業者でも、圧倒的ほとんどの事業者が、会計を担当している人間は1人ですので、相互牽制のしようがない。あるいは今般、税理士の先生等のプロに見ていただければという条件がついていますが、現実には半分近くの4割を超える事業者は、税理士先生の関与がないのが実態です。

11ページは、少しいい傾向だと思うのですが、様々な会計ソフトが登場する中で、今まではきちんと記帳する、証拠書類をスキャンして取っておく、これが今までの典型的な書類の電子保存という考え方でしたが、会計ソフトが進化していく中で、まずはスキャンをすると、それを自動で記帳してくれます。そのため、ここは順番が逆になりつつあります。

ただ、若干まだ自動仕分けの精度が低く、後から直す手間のほうがかかることがあるのも事実ですが、そこは急速に技術が進むのであろうと思っています。

12ページ目ですが、一定程度の規模の中小企業も含めてですが、なぜうまくいかないのか、様々な調査をしているわけですが、基本的には様々な求めに応じて、準備をしなければいけない、ルールに則ってやらなければいけない、それに対応するだけの社内の体制は、十分ではないということです。

簡単に言うと、自分たちにとっては、これは難しくて対応できないというのが、圧倒的な理由です。そのため、なるべくハードルを下げるということと、少し具体的なインセンティブがないと、中小・小規模事業者には勧めにくいということです。

13ページ目、まとめになりますが、帳簿の電子化については、うまく進んでいけば、当然事業者にとってメリットがあって、先ほどのお豆腐屋さんの例であるように、むしろ本業にかける時間を少し増やすことができるほど、生産性は上がるのではないかと。

今回のコロナ禍で、改めて分かったことは、お金が足りないので融資をしてもらいたい、様々な助成金、補助金の申請をしたい。そのときにきちんとした帳簿がついていないことが大きな問題になり、うまく金融機関と相談ができない、あるいは補助金、助成金の申請ができないというケースが、現実に相当多数出ました。商工会議所の相談窓口でも、残念ながら、今まで何もしていなくてどうしたらいいだろうかという相談が多く出てきており、最低限の帳簿はつけていないと、いざというときにうまくいかない、あるいはその先の少し規模を大きくしていく段階で、帳簿の重要性が改めて認識されているきっかけになっていることも事実です。

同時に行政としては、明らかに徴税コストは下がるのではないかと思います。うまくシステムを使うことで、御調査をいただく時間なり、様々な確認をする時間なり、申請、申告をするコストについても、間違いなく下がっていくのであろうと思いますので、うまく定着をしていけばいいと思います。

そのためには、一連のページで継続的に申し上げましたが、紙の保存よりも、厳格な要件をつけ続けていると、これ以上は進まないというのが感想であります。このままではクリアするのは非常に困難で、せっかくシステムの開発も進んでいますので、もう少し要件の緩和をしていただきながら、ハードルを下げて、かつ可能であれば、直接的・間接的なインセンティブを制度上に設けていただけると、帳簿をきちんとつけなければいけないということについての認識は高まっていますので、ここをしっかりと利用すべきタイミングだろうと思っています。

以上ですが、最後、今回は、日本商工会議所から税制改正に関して意見をいろいろ出させていただいています。その中でも、電子帳簿保存法に関連して、一連の要件の緩和を求めているところです。

日本商工会議所としては、会員の事業者がしっかり仕事をして、日本国の中で元気に裾野でもって経済を支えるということがしっかり続くためにも、帳簿の電子化がうまく進むように誘導して、指導していきたいと思っていますので、ぜひ引き続き多方面でもって御指導をいただければと思っています。

私からは以上です。

#### ○岡村座長

新経済連盟、小木曾政策部長、よろしく申し上げます。

#### ○新経済連盟小木曾政策部長

新経済連盟の小木曾と申します。

本日は、機会をいただきまして、ありがとうございます。

最初の説明に入る前に、簡単に新経済連盟の説明だけさせていただきますと、2012

年6月に活動を開始しまして、我々は設立当初から、デジタル化をすることが日本の復活の一丁目一番地であるということを書いていまして、対面、書面、押印、それ以外もいろいろありますが、アナログ自由原則を撤廃することが必要不可欠だということを、この8年間、ずっと言い続けてきた団体です。

肝は、先ほどありましたように、色々な取引や、手続をするときのトランザクションコストをどのように下げられるか。それによって、単純に負担を軽減するだけではなく、お金をデータとして把握をするということにより、適正な経営や、攻めの経営のようなことにもつながっていくということで、付加価値を量産していく。コスト削減による良い部分と攻めの部分の良い部分が両方あります。それから、当然この場ですから、納税率が向上する、適切な納税が図られるということにもつながるのではないかと考えております。

いずれにしても、その立場から、今回、加盟企業で、クラウド会計ソフトを提供しているfreee株式会社から、現状の実態を御説明させていただきます。

#### ○freee株式会社小泉金融渉外部長

新経済連盟加盟企業のfreee株式会社の小泉と申します。

お手元に資料実1-4をご用意いただきまして、私から中小企業におけるバックオフィス業務の効率化というところで、特に会計業務のデジタル化と、それに伴う紙の保存の実態の点を御説明したいと思います。

三部構成で考えておりまして、まず最初にクラウド会計ソフトはどのようなものなのかということをお説明した後に、中小企業を取り巻く環境として、税務申告等のデジタルガバメントの対応状況、最後に紙の保存に係る国税関係帳簿書類の保存に係る現状と課題という形でお話をさせていただきます。

3ページまでおめくりいただき、こちらは従来の記帳業務、クラウドではない会計ソフトを使った場合とクラウド会計ソフトを使った場合で比べた図です。

イメージではありますが、従来の記帳業務ですと、銀行の通帳、クレジットカードの明細、あるいは現金とか、発行した請求書、取引先から受領した請求書、社員が立て替えた経費など、紙やデータが混在しているわけですが、それをとにかく集めてきて、エクセルのような見た目のものに入力します。それをさらにミスや漏れ、重複がないかをダブルチェックをして、帳簿をつけて、試算表や財務諸表をつくっていきます。

手作業でやるものですから、まずデータを収集するところにかかなり時間がかかってしまいます。さらに転記も行うものですから、ヒューマンエラーのリスクとか、月次決算に2か月かかってしまうようなケースもあると聞いています。

一方で、クラウド会計ソフトはどのようになっているかというのが右側の図でございますが、システムで連携して、もともとの正しいデータをそのままクラウド会計ソフトに同期をして、機械的に入れるという思想です。

例えば銀行の通帳ですと、インターネットバンキングとシステム的につないで、データを入れてしまう。クレジットカードも同様で、電子明細をそのまま入れてしまう。あとは、現金の取引もPOSレジと連携をすれば、そのまま新しいデータが入っていきます。発行する請求書や取引先から受領する請求書も、受発注システムなどを使いますと、こちらも元のデータをそのままクラウド会計ソフトに同期ができます。社員さんが立て替えた経費ですが、例えば会議用のペットボトルを買って、立て替えたという場合に、そのレシートをスマホで撮影すると、撮影したデータからテキストを抽出して、クラウド会計ソフトに同期ができます。いわば記帳しているという感覚よりは、お小遣い帳をつけるような感覚で、簿記の知識がなくても経理以外の全社の社員ができるというような簡単なオペレーションで、データがどんどん積み上がっていく形になっています。

数字が自動的に入るものですから、人間のする仕事としては、入った数字が正しいかどうかの確認と、その数字がグラフで自動的に可視化されますから、今の自分の経営状態を知って、経営判断を迅速に行っていくところが経理や経営の仕事になっていくところであります。

あとは、インストール型の会計ソフトとの違いで申し上げますと、クラウド型ですと、クラウドのデータは自動的に365日アップデートができますので、ユーザーからしたら、再インストールとか、再課金ということがなく、月額、あるいは年額の利用料だけで、セキュリティーを含めた保守運用や機能のアップデート、あるいは毎年の税制改正の対応なども、自動的にシステム側でもらえる形なので、中小企業も含めて使いやすいシステムになっています。

例えば飲食店の事例で従来型のフローとクラウド会計ソフトを比べますと、飲食店ですと、仕入先がかなり多くて、毎月の取引で1,000件以上の請求書をやり取りしているケースがあるのですが、その場合、従来型の会計ソフトを使ったケースですと、1枚の請求書について、請求書の数字を請求書管理のエクセル、インターネットバンキング、会計ソフト、本当に支払ったかどうかの消し込みと突合して、債権債務管理をしていくという四つの工程に分かれていて、一つの請求書を4回転記する、つまり毎月4,000回入力するような作業が行われていたわけです。これですと、経理に時間が取られてしまうところがあったのですが、この会社は、実際にクラウド会計に乗り換えていただくと、受発注システムで請求書も自動化して、そこから消し込みや仕分けまで、一気通貫で、デジタルでできるようになり、転記作業が無くなったという効果がありました。

1枚おめぐりいただきまして、クラウド会計ソフトの中で文書はどのように管理されているのかという点を御説明します。

文書には、紙とデジタルで受け取ったPDFのようなものがあると思うのですが、紙のものにつきましては、先ほど御説明したようなスマホで撮影して、それをデータに入

れる、あるいはコピー機と一体になったようなスキャナについても、同じように例えば契約書とか、見積書など、分量があるようなものも一気に取り込むことができます。紙を読み込んだものについては、OCRの技術によって、そこから文字認識をして、仕分けのところまで自動で行います。

例えばこちらの事例ですと、タクシーで1,650円を使った事例ですが、金額と日付を抽出して、さらに電話番号から取引先を特定して、そこから勘定科目とか、品目を推測します。取引先がタクシー会社だと思ったら、旅費交通費というのが仕分けに最初から入力されていることとなりますので、人間はそれを確認するだけという形になります。

さらにこうした画像データは、取引としてデータが入ってきますので、これらが紐づいて、決算書とか、まとめられた数字にどんどん積み上がっていきます。

一番右のところですが、積み上げられた数字により、分析や事後検証が簡単にできます。例えば修繕費をクリックすると、その内訳が表示されて、内訳の中に未決済のものがあれば、この取引は何だったのかとボタンをクリックしていくと、過去の社内の承認履歴とか、請求書、見積書にさかのぼって、画像ファイルまで確認できるということです。社内のコミュニケーションもこちらのツールを使って、これはなぜ予算オーバーしたのかという確認もしやすいですし、あとは、数字自体も自動で正確にできるので、ここからの経営判断のためのレポートも自動でできるということです。

左下のところですが、請求書の受け取りから出金明細が紐づくフローを例示として挙げています。例えば請求書を紙で受け取った場合にスキャナで読み込んで、その請求書の金額とか、日付が債務管理でクラウド会計ソフトの中で取引がつくられます。実際にそこから連携して、インターネットバンキングで支払う処理が行われると、今度は銀行のインターネットバンキングの明細から自動でクラウド会計ソフトに同期されてきて、その外部エビデンスである銀行明細と、もともとの債務管理を突合して、これは確かに決済が行われたということで、消し込みが行われます。

つまり銀行明細という最強の改ざんができないエビデンスと、最初に画像をスキャンした金額は、ここでひもづいて突合できるということです。後からの調査もしやすいですし、不正もそもそも行われにくいという特徴があります。

1枚おめくりいただきまして、クラウド会計ソフトがどれぐらい普及しているかというのが、こちらの図です。

先ほど日本商工会議所さんからもありましたが、中小企業における会計ソフトの普及率でいうと、会計についてエクセルや、税理士などのプロに依頼しているのは、約46%です。ソフトウェアを使っているのは、約54%で、その中でもクラウドを使っているのは、14.5%です。国際的に見ても、日本のクラウドの浸透率は低い状況にあります。

こちらのデータが少し古くて、2016年から2017年のデータなのですが、今年、

新型コロナウイルスの影響を受けてどうだったかということをお口頭で補足します。

新型コロナウイルスの影響で、リモートで記帳していくことについての利点は、企業の規模にかかわらず、かなり認知が広がったと、事業者も実感としては持っております。特に認知が広がっただけではなくて、利用が増えたというのは、小規模事業者や、個人事業主です。先ほどもお話がありましたように、給付金の申請のところで、月次の財務情報が必要だということで、今までソフトは使っていなかったのですが、簡単につけられるから、クラウド会計を使ってみようということで、実際に始めていただくケースが、まだ数字には表れていませんが、今年はそういった傾向がありました。

続きまして、中小企業を取り巻く環境として、税務申告周りのデジタルガバメントの対応状況のところを簡単に御紹介します。

7ページ目ですが、こちらの矢印は、企業が年間業務を行うサイクルを示しています。一生に一度かと思いますが、始めるところ、日々の運営、年に1回の申告と納税という形で業務が行われていきます。

始めるところは、会社設立と書いていますが、実際には事業承継とか、個人事業主の場合には、開業があります。

その後、資金調達をして、資金管理、記録、決算という記帳も含めたところは、ITツールなどを使いながら、効率的に行っていくことができる土壌にはなっています。

さらに申告と納税のところですが、申告用のデータは、日々の運営した結果のデータを作成するときに、紙と国税庁のソフト、あるいは普段から使っている会計ソフトのデータを作成して、紙、あるいは電子で提出するという選択肢が納税者様にはあります。

最後の納付のところも、窓口納付と電子納付で分かれている現状です。

下半分にデジタルガバメントの取組ということで、主なものを例示していますが、まず会社設立については、法人設立のオンライン・ワンストップ化が省庁を越えていると認識しています。

ここには書いていませんが、開業の電子申告も民間のソフトウェアから行政の担当部署に提出するサービスもありまして、そこで開業の手続と一緒に、青色申告の承認申請までしてしまおうというような、民間が簡単に事業を始めやすい環境を整えるようなソフトウェアも出てきています。

一つ飛ばして、申告のところですが、大法人は、今年から電子申告が義務化され、中小企業も将来的に義務化をして行くということで、政府目標としては、電子申告率100%を目指していると承知しています。ここについては、大規模法人が電子申告を義務化されたことに伴い、認証を簡便化しようとか、PDFで添付書類を出したときは、紙原本を保存しなくてもいいとか、データ容量を上げたりとか、データの形式を柔軟化したりという、利用者の利便性を高めることとセットで義務化がされたことと承知をして

います。

申告のところでは、今までと毛色が違う話にはなりますが、社会保険・税手続きワンストップサービスが同じように検討されていまして、納税者が特定の様式に形を整えて申告するのではなく、クラウドソフトの中にあるデータをそのまま準備ができたものについては、当局側がそのデータを見るような形の新しい提出方式というものも、技術の発展に伴って検討されていると承知をしています。

最後、納税のところですが、キャッシュレス化について、5年後までに40%程度のキャッシュレス納付を目指すという政府目標に伴い、様々な手段の多様化が行われていると承知をしています。

この辺の申告とか、納税のところは、かなりデジタル化が進んでいると思うのですが、一方で、日々の運営のところ、デジタル化が進んでいるかということ、運営するところの記帳の出口、保存をするところは、紙保存が原則になっていることが現状です。電子帳簿で保存したりとか、紙で受け取ったものを電子的に保存するというスキヤナー保存制度は、利用率としてはまだ低くて、スキヤナー保存の制度が始まって15年で、今まで累積で全国で3,000件程度と、まだ利用がされていないところがあります。

もう一つ、中小企業を取り巻く環境として、2023年にインボイス制度が導入されます。こちらは大事な論点だと思いましたが、次のページに1枚参考資料を入れていきます。

こちらは消費税法上、現状では3万円未満の仕入れについては、帳簿にだけ保存してあればよいとなっているのですが、これが2023年にインボイス制度が導入されると、3万円未満のものについても、仕入税額控除を受ける場合には、レシートの受領や保存が必要になるというのが、中小企業を取り巻く環境としてあります。

ここについては、3万円未満の保存が増えることと加えて、少しアンバランスなところがありまして、一番下のところですが、インターネットショッピングで物を買ったときに、紙でもらうのではなくて、ネットのサイト上に請求書や領収書が添付されている場合があり、ダウンロードできるようになっている形があると思うのですが、そうした場合は、現状ですと、請求書の交付を受けなかった、やむを得ない場合ということで、保存が不要と整理されているのですが、今後、インボイス制度になると、こちらは電子的に保存する場合には、電子取引のような検索可能な状態で保存をするか、それができない場合は、紙で保存するという形で、電子を今度は紙で保存しなければいけない形に整理がし得るという現状にあります。

次のページですが、そのような現状を踏まえて、今後どのような方向性を目指していくべきかということ考えた図です。

理想的には、原本の発生のところ、そもそも電子取引を増やして、そのまま保存までデジタルで行うというのが理想だとは思いますが、こちらの課題としては、キャッシュレス決済が中小企業だと半数以上がまだクレジットカードを事業では使って

いないという現状がありますので、そちらを普及したり、商環境において、紙の授受がなくなるまでは、相当な時間がかかるだろうということです。

一方で、現在はどのようになっているかという点、電子取引で行われたものについては、そのまま帳簿のところもクラウド会計ソフトにデータで入っていくのですが、残っている紙については、スマホで撮影したりして、デジタルデータをクラウド会計ソフト上で管理しているのですが、税法上の要件で紙の保存が原則となっていますから、紙自体も保存として取っておかなければいけない。このような企業にとっては、データと紙の二重管理ということになっておりまして、両方を扱わなければならないとなると、企業としては、紙を前提にして業務フローを組んだりとか、人員を確保することをしなければならなくて、電子データで扱っていかうというモメンタムが生まれにくいところがあります。

目指すべき方向としては、紙で受け取ったものについても、データで簡易に管理がしやすいような制度をつくっていくというのが、中小企業にとっては、かなり影響が大きいところだと考えています。

最後に、国税関係帳簿書類の保存に係る現状と課題をまとめておりますので、11ページ以降を御覧ください。

税法においては、所得税法や消費税法において、紙の保存が原則とされています。そこについては、特例として、電子帳簿保存法により、データで保存してもいいとなっています。

電子情報には三種類ありまして、一つ目は、帳簿や決算書類の保存です。こちらは自分がデジタルで最初からつくったものについては、税務署長の承認とか、一定の要件を得れば、データで保存してもいいとなっています。

二つ目のスキャナ保存については、取引先から受け取った紙を保存する場合には、税務署長の承認とシステム上の画素数、タイムスタンプの付与などの要件と、あとは、企業内の事務処理上の要件です。3営業日以内にタイムスタンプを付与するということです。

三つ目の電子取引は、今月施行されたものですが、クラウド会計ソフトとか、受発注システムなどのユーザーが改ざんできないデータ、あるいは変更の履歴が後から確認できるデータがあれば、領収書をわざわざ受け取らなくても、電子明細自体を税務上のエビデンスとしていいという改正がなされています。

この三つのうち、一つ目と二つ目は税務署長の承認があらかじめ必要という制度になっています。

データで会計帳簿をつけていきたいと考えている企業が、スキャナ保存や電子取引を使ったらどうなるかというフローが次のページです。

企業において取引をする前に、例えばこの企業を接待しますみたいな申請が行われます。これもクラウド会計ソフト上で申請承認ができます。その申請が通った後に、

実際取引が行われて、例えば接待をしたときにレシートを受領しました。そのときは、その社員がレシートを3営業日以内にスキャンをして、スマホで読み込んで、タイムスタンプを付与します。その画像データはクラウド会計ソフトに入ります。取引のデータも入って、その後に経費精算の申請と進んでいくわけです。

ここで紙を捨てたくなってしまおうと思うのですが、紙自体は保存をまだしなければならず、一旦経理に出して、その紙を経理側で、例えばレシートを台紙に貼るような形で管理をして、定期検査を行って、実際に電子データ化したプロセスに問題がなかったかとか、紙と電子データは本当に同等かを確認して、オーケーとなったら、初めて紙の原本を捨てられるという制度になっています。

さらに課題の3点目として、右下に書いたものですが、今回の改正があった電子明細だけで経費処理すればいいのではないかと思うのですが、実は電子明細には社内の会計処理とか、内部統制として使いたい情報が入っていないという課題があります。日付とか、金額は動かしようがないのですが、例えば六本木ヒルズ5,000円のような形で、使った場所は分かるのですが、六本木ヒルズで飲食に使ったのか、それとも書籍を買ったのかというのが電子明細からだけでは分からないということで、そうになると、レシートの情報も欲しいとなり、紙を受け取ってしまうと、今度はまたスキャナ保存での保存となって、電子明細と紙でのデータの資料の併用ができないというのが、課題としてあります。

次のページに、実際の中小企業へのアンケート調査などを踏まえたまとめ、課題をこちらに書いているのですが、スキャナ保存制度は、普及がまだまだというところと、あとは、紙の処理のためにどうしても物理的な出社という対応が必要となりますので、企業の多拠点化とか、リモートワークを阻害する原因になっています。最後に、電子取引のところですが、先ほど申し上げたように、スキャナ保存した紙とセットではしにくいところがあります。

もしデータを簡便に保存して、クラウド会計ソフトの中に保存して、税務上もオーケーとなればというのが、14ページ目に書いてある期待される効果のところ です。

まずは紙自体の保存コストです。保存だけに限った場合、倉庫代などを含まないと、こちらは経団連のスキャナ保存ができたときの試算ですが、年間、社会全体で3,000億円のコストは削減できます。

中小企業の生産性の向上のところだと、こちらは紙の保存だけではなくて、承認のフローとか、経費処理自体もデジタル化していく前提で試算したものは、経費精算に使う時間自体は、紙ベースのものとクラウド会計ソフトで比べたときは、一社当たり年間130時間、また、支払依頼処理については、年間90時間の削減ができる、これを中小企業数で掛けると、かなりの経済効果になる試算ができます。

企業の多拠点化とか、感染症の第二波が来たときの業務継続などにも貢献するし、正確な経理、適正申告の向上、あるいは税務に限らずですが、事後的な調査のしやす

さも簡便なデータ管理ができるようになれば、可能であると効果としては考えられます。

最後のページですが、クラウド会計ソフト利用企業の声을載せております。

左側は、多拠点で保育園を運営する企業ですが、こちらの企業は、税務的には紙で保存しているのですが、監査とか、銀行への説明は、クラウド会計ソフトを使っているという声です。

右側は、10名規模の企業ですが、紙とデジタルの二重コストに苦しんでいる声です。クラウド会計ソフトの中には数字が正確に積み上がっているのに、それにプラスアルファで紙の証拠書類も整理していかなければいけないということに疑問を感じているという声の御紹介です。

次ページ以降は、参考資料として、スキャナ保存を利用しない理由とか、紙の管理のために出社した頻度などをデータとして載せておりますので、御覧ください。

それでは、当方からの説明は以上です。

#### ○岡村座長

小木曾政策部長、小泉金融渉外部長、どうもありがとうございました。

それでは、これから質疑応答に移りたいと思います。

御質問等がある場合は、会場にいらっしゃる方は、通常どおり挙手を、ウェブで参加されている方は、挙手ボタンを押してください。私から指名させていただきますので、指名された方は、ミュートボタンを解除して、それから御発言ください。

宮永特別委員、お願いします。

#### ○宮永特別委員

全体として、手続のデジタル化は、デジタルトランスフォーメーションの時代にマッチしたテーマでありまして、大変喜ばしいことだと思っています。今後の税制調査会、納税環境整備に関する専門家会合における議論の参考にしていただきたいと思います。また、概括的ですが、経団連や産業界が感じている課題認識を少し述べさせていただきます。

冒頭の財務省からの御説明にもありましたように、経済社会の構造変化と相まって、産業界ではあらゆる書類の作成や授受のデータのデジタル化を推進しております。しかしながら、特に国税関係帳簿書類の保存を電子的に行う場合、検索要件をはじめ、書面での保存と比べて、要件が非常に厳格になるため、結局のところ、実務上は紙での保存とせざるを得ない状況になっているケースがかなりあります。

また、日本商工会議所及び新経済連盟の方々の御発表にもありましたように、紙の書類を前提とするスキャナ保存につきましても、相互牽制や定期検査といった適正事務処理要件、タイムスタンプなどの要件から、無謬性が求められる色々な保存方法の要件のために、社内整備等のソフト面、機器などのハード面の双方で、ハードルが高い状況が大企業にもありまして、導入が進んでいないという課題が、今回のコロナ禍

におきまして、顕在化してきています。

経済活動の全面的なデジタル化を段階的に確実に進めるために、やはり法律面での要件の合理化が不可欠ではないかと思えます。一定の基準により、内部統制が確立されているとみなすことができる法人については、個別の要件を免除するなどの措置も検討する必要があるのではないかと考えています。

次に、デジタルガバメント分野の規制改革において、税務手続における書面、押印、対面原則の見直しも、全面的に見直されるべきであるということは賛同いたします。特に押印につきましては、国税通則法において、税務書類については、法人の代表者等が押印しなければならないとされていますので、ここをどう考えるかという問題があると思っています。

個別の手続面では、例えば租税条約に関する届出書について見直しを行う必要があると考えます。また、個人住民税の特別徴収額通知（納税義務者用）については、令和3年度改正において、成案が得られることを期待しています。

デジタル化の徹底の観点から、地方税共通納税システムへの期待が高くなってしまして、対象税目に早期に固定資産税等を追加すべきではないかと考えています。

#### ○岡村座長

どうもありがとうございました。

それでは、土居委員からお願いします。

#### ○土居委員

私から質問を一点させていただきます。意見については、別途発言させていただく機会をいただければと思いますが、ひとまず日本商工会議所、新経済連盟の方々には、プレゼンテーションをしていただきまして、ありがとうございました。

両団体に対して、質問をさせていただきたいのですが、新経済連盟の資料実1-4の7ページの下に、社会保険・税手続ワンストップサービスということが言及されていて、特にここに御説明はなかったのではないかと思うのですが、税について今日の御説明にあった点、冒頭財務省からの説明があったとおりはあるのですが、社会保険料の納付についても、企業側は日々の業務の中でこなしておられるということではあるのですが、デジタル化という観点からすると、税は税、社会保険料は社会保険料という形で、それぞれ違う計算方法、違う仕組みだけれども、支払う相手方は政府であるという形で、もちろんマイナンバーとか、マイナポータルとか、様々な仕組みがいずれはそういうワンストップサービスになるような形で、税も社会保険料もそれぞれ一元的に手続ができるようになるといいと思っています。

もちろん政府税制調査会は、社会保険料については、埒外だと言えれば埒外なのですが、ただ、デジタル化を進めていくという話がある中で、企業側から税や社会保険料の手続が現状として、どのように負担となり、どのようにすれば手続が容易になるとか、税と社会保険料のそれぞれについて、今のところ別々に対応せざるを得ない面が

あるが、社会保険料は、年末調整における社会保険料控除や、年末調整だけではなく日々の給与計算の中で当然出てくるのだと思います。

何を質問したいかというところ、社会保険料については、今回はまだ言及がなかったのですが、税務手続の話が俎上にのる中で、社会保険料についても、隣り合ったところに手続があって、それをデジタル化で今後に進めていく中で、どのように企業側で捉えておられるかということ、実感で結構ですので、お聞かせください。

#### ○岡村座長

それでは、まず阿部共同委員長からお願いします。

#### ○日本商工会議所阿部共同委員長

土居委員の御指摘のとおり、社会保険と税については、基本的には違うものとして住み分けはされているわけですが、先ほどクラウド会計の少し細かい御説明もありましたが、例えば、現在この中に勤怠管理のシステムのようなものは連動されていないのですが、全体のデジタル化の中には、勤怠管理に連動して、報酬管理だったり、直接的に連動して、個人住民税だったり、所得税だったり、いわゆる給与計算のソフトとの連動も当然あります。

先ほど冒頭に私が申し上げましたが、帳簿管理が納税のためにやるのだというところが強過ぎる感じがします。そのため、場合によっては、人事管理や、勤怠管理、それに連動した人件費の管理を含め、それに連動した社会保険料関係も総合的に一つのパッケージの中に入れていけると、将来的には使い勝手がよくなっていくのではないかと考えています。

#### ○岡村座長

ありがとうございます。

それでは、小木曾政策部長、小泉金融渉外部長、いかがでしょうか。

#### ○freee株式会社小泉金融渉外部長

まさに弊社の場合ですと、クラウド会計ソフトを作って売ろうと思っているよりは、スモールビジネスのバックオフィスを効率化するというところで考えていますので、会計だけではなくて、人事労務についてもプロダクトをつくってしまっていて、そこも連携するような形で、例えば年末調整も人事労務で行い、給与計算なども含めて連携することは、プロダクトの面ではできるようにしています。

制度ごとの対応は、利用者は全く意識していませんので、弊社の場合ですと、ユーザー体験を重視して、どのような形で利用者の税負担が幾らになります、社会保険料が幾らになりますということも見える化しながら判断していただけるような、直感的に分かるような形を目指して、制度別にはなっているのですが、そこを吸収した上で、プロダクトで分かりやすく提供することを心がけています。

#### ○新経済連盟小木曾政策部長

先ほど税と社会保障のところ、企業からすると、そのこの区別は別はないというか、トータルで日々の経営の中で区別して行っているのですが、負担という意味では、行政との接点のところでのどのようにトータルパッケージで作るかという、対行政、対利用者、両方そうだと思うのですが、どれだけそこが効率化できるかというところがあります。

今、デジタル庁の議論がありますが、As-Is/To-Beということで、2025年までにどういう姿にするかという絵はこれから議論されるのだと思うのですが、そこでどういう議論になっていくのかというのは、非常に重要だと思っていまして、民間側もサービスをこれから提供していくことになると、そういう動きともどうやって連動しながらソフトウェアを作っていくかというのは、非常に重要な視点だと思っております。そういう考え方をしていかないと、私が冒頭に言いました、社会全体のトランザクションコストが下がることにはならないので、その視点が非常に重要だと思っております。

#### ○岡村座長

ありがとうございます。

それでは、神津特別委員、お願いします。

#### ○神津（信）特別委員

日本商工会議所、新経済連盟さん、freee株式会社さんからの御報告を聞いていまして、非常に意義深い内容の報告だったと思いますし、中小企業、特に零細企業の記帳の実態を踏まえた様々な御提言をいただきまして、すごく印象に残りましたことを、まず冒頭に御礼を申し上げたいと思います。

このたびのコロナ禍で、持続化給付金の申請や、家賃支援給付金、雇用調整助成金、各種の給付金等の支給がありました。やはり問題になるのは、記帳を正確に行い会計状況をいかに的確に示しているか、記帳をして、その結果として残しているかです。例えば去年より売上高が5割下がった実態をきちんと証明できるような帳簿組織になっているかということが、すごく大事なことだということが、今回、改めて認識されたのではないかと思います。今後のテーマは、いかに会計事務をデジタル化して、簡素化していくかということに絞られると思います。

スマートフォン等で税務申告ができるなど、非常にいい納税環境になってきましたが、税務の専門家に頼まなくても帳簿を適法かつ電子的に保存できるようにするのは、今日の御提案の示唆ではないかと思います。

freee株式会社さんの御提案の中にあつたと思いますが、紙と電子とのダブル保存の問題とか、これはどちらかが担保されていればいいと思いますが、そのバックグラウンドというか、後づけの問題とか、そういう課題が残されているのではないかと思います。

もう一つは、来年からいわゆる消費税の適格請求書発行事業者の登録申請が始まりまして、令和5年からはその実態的な適用、運用が行われますが、インボイス等に関

する実務的な混乱を避ける意味でも、デジタル帳簿の簡素化という御提案、そういうことに対して、メリットがあるようにしてほしいという御要望等が非常に印象に残ったわけです。

また、電子インボイス等のことが今後とも大事な課題になってくると思いますが、実態を申し上げますと、スキャナで紙の領収書を読み込むと、それがスクリーンに出てきて、交通費とか、様々なことに自動的に仕分けをされるわけですが、AIが分からないものは、適切な科目について理解していないということまでエラー表示されるわけです。それから、クレジットカードの明細書のデジタルデータや明細書をつっ込むと、同様の仕分けがなされる。それと電子インボイス等が交われば、非常に簡単になると思って、その進化はすごく如実に現れていると思います。これがさらに多く一般の税理士非関与の方、先ほどのお豆腐屋さんの話が非常に印象的に残っているのですが、ああいう方も使っていただけるようなことになれば、世の中、そういう時代に向かうべきだと思いますし、そういうことが今回の記帳に関するテーマだということです。

それと、税理士非関与というお話が出ていましたが、政府税調の場で宣伝すべき事項ではないと思っていますが、税理士は企業が受けたメリット以上の請求はせず、非常に低廉な請求で、お互いにメリットを享受するという立場にありますので、積極的に御利用くださるとありがたいと思います。

#### ○岡本座長

梶川特別委員、お願いします。

#### ○梶川特別委員

両団体、御説明ありがとうございました。

まさにバックオフィス、会計業務等々のデジタル化というのは、今後の産業界にとって非常に重要なテーマだと認識しておりますし、そのためには、納税環境の整備というのは、最も企業が意識する部分ですので、こういう議論に参加させていただいて、ありがとうございます。

その中で、前に向かっていくための御提案をfreee株式会社さんからいただいたのですが、クラウド会計ソフトを開発されているお立場で、現況のある種の制限と申しますか、バウチャーの改ざん、信頼性を担保するためにスキャナー保存の要件があると思うのですが、今、むしろデジタル化を進めた場合、バウチャーに対する信頼性というものに変化が現実にかかるのかどうか。無謬性という意味でいえば、紙でも改ざんはいろいろあるわけです。そういうゼロと何とかを比べるのではなくて、今の改ざん確率みたいな状況が、どちらが著しく異なるかということについて御自身が業務開発をされている中で、お気づきになる部分があれば、逆にそれを補完しながら、よりデジタル化に進めていけると思います。

話にくい部分もあるかもしれないのですが、私は会計監査を専門にさせていただいている中で、電子帳票の信頼性が高まることは、いわゆる私どもは証拠力と言うのですが、監査の証拠力もデジタルバウチャーで非常に役に立つと、全体の効率が非常に進むのです。逆に、今、中堅企業などを中心に見ておられる中で、証拠力について十分にあると思うのですが、紙より証拠力があるということがあれば、教えていただけたらと思います。

#### ○岡村座長

それでは、小泉金融渉外部長、お願いします。

#### ○free株式会社小泉金融渉外部長

まず紙に対しても、確かに改ざんはあると思うのですが、デジタル化すると、個人的には証拠力が上がると思っていて、なぜかというところ、デジタル化したものについては、記録したときの情報も当然残りますし、今、取引において、電子帳票だけが証拠というケースはほとんどないと思っていて、それ以外にも重要取引であればあるほど、例えばメールのやり取りですとか、契約書ですとか、付随するものがありますので、事後検証で帳票の内容が正しいかどうかということを確認できる状況があると、改ざんすることに対する抑止力といいますか、後から検証されて、ばれてしまうということが、デジタル化になるとかなり確度が上がると思いますので、そういう意味では、事前の予防よりも事後検証の可能性という面から考えると、デジタル化に対する証拠能力というのはかなり強いと、個人的には思います。

#### ○岡村座長

沼尾委員、どうぞ。

#### ○沼尾委員

二点、質問させていただきます。

一つはデジタル化ということで、紙からデジタルデータの話で、先ほどからスキャンという話もあったのですが、今、例えば手書きのものをAIがテキスト変換をしますとか、あるいはマルチタッチ印鑑、タブレット上に印鑑をすると、それが押印になるのか、押印をなくすということではなくて、従来からのカルチャーに慣れている方もデジタル化していくような技術を入れながら、徐々にデジタルに慣れていくという、多様な方々に対応するようなデジタル化が技術のすばらしいところではないかと思うのですが、そういうところの可能性というのは、どのように考えられるのかというところを教えてください。

それから、先ほど日本商工会議所さんから、雇用的自営業者の方のお話があったと思うのですが、これからは例えば副業・兼業なども増えていく中で、単に自由というよりも、自営もやりながら、雇用もされているという方たちが確定申告をするという場面でのこういう会計ソフトなどの開発状況とか、利用状況みたいなものについて、御存じのところがあれば、教えていただけないかと思います。

○岡村座長

これは両団体様への御質問ということによろしいですか。

○沼尾委員

はい。結構でございます。

○岡村座長

分かりました。

それでは、最初に阿部共同委員長からお願いします。

○日本商工会議所阿部共同委員長

フリーランスさんというか、いわゆる副業で、本業はいわゆるサラリーマンとして報酬をもらいながらという方は、現実には増えてきていると思います。その方たちがどのようにしているかという点、単純に個人の確定申告の中でもって処理しているケースが圧倒的に多いのではないかと。当然のことながら、副業のほうが大きくなるみたいなことが起こり得る可能性があって、そういう状況になったときに、ハイブリッド的申告は、現状としてはどのようになっているのか、税そのもののほうも、私はよく理解をしていないところもあり、ソフトウェアのほうで、そういうものを想定してされていますか。

○free株式会社小泉金融渉外部長

ハイブリッドのところは、今のところ、私が承知している限りはないのですが、兼業の方は普段ずっと記帳しているというよりは、確定申告のときだけクラウド会計ソフトを使って申告するという形もありますので、会社員としてのものと、確定申告の時期にそういった活動をするという形は、パターンとしては結構あると思います。

○岡村座長

沼尾委員の御質問の第一点目で、これまで伝統的に印鑑を使ってきたものについて、スマホの印鑑機能みたいなものについて、どのようにお考えかという御質問があったのですが、その点は両団体の方々いかがですか。小泉金融渉外部長からお願いします。

○free株式会社小泉金融渉外部長

まさに従来の紙のアナロジーとしてのデジタル、今まで紙で見えていた様式と同じ形で、デジタル上で見たいというニーズもありますので、弊社の場合でも、プロダクトを回収して、PDFを今までの会計ソフトと同じような形で見られるようにしていこうみたいなことは、多様なニーズに対応できるように、紙のアナロジーとして慣れるためのデジタルみたいな形も選べるようにしています。

ただ、目指すべき方向としては、決まった様式に落とし込んでいくというよりは、今回の電子帳簿保存法の改正のように、ログ自体が証拠になるみたいなところが、方向としては、ボーンデジタルで完結するというところではあると思います。

○岡村座長

ありがとうございます。

阿部共同委員長どうぞ。

#### ○日本商工会議所阿部共同委員長

一言だけ、電子印鑑については、印鑑そのものの問題というよりも、それぞれの仕事の仕方そのものに相当影響すると思います。いわゆる一定の組織があって、順番に権限者がいて押していくというのが、仕事の性格上、非常に重要な場合、一遍に判子を押すというような電子的な扱いをされると、仕事そのもの、本質のところに影響してしまう。あるいは管理職の権限のところに触れていってしまうということが起こり得るので、その辺については、印鑑そのものもいいとか、悪いということとは別の問題で、ソフトの開発をされる会社は、順番でないと、その先の人は見ることができないとか、あるいは途中でやめさせることができるとか、紙でやっているときは、こんなものは知らないとか、戻せばいいのですが、それが残ってしまうみたいなことになると、あまりよくないので、そういうことの本質に触れないようなデジタル化が進まないと、うまくいかないのではないかと思います。

#### ○岡村座長

ありがとうございます。

小木曾政策部長どうぞ。

#### ○新経済連盟小木曾政策部長

二点ございます。

一点目は、デジタルデバイド的な話というのは、よく言われるのですが、間接的な話ですが、台湾のデジタル大臣のオードリー・タンさんが言っているのは、要するに人がデジタルに合わせないといけないということではない。それは少し見くびっている。デジタルのほうが人に合わせてくれるということなので、やはりUI、UX、インターフェースがどうかということが非常に重要視される。特にデジタルはそこに気を配っているところで、日々改善をしていくということなので、今でもデジタルはそうだと思うのですが、人が合わせなければいけないということはないです。自然に溶け込んでできるようになるとしないといけないところなので、DXというのは、まさにそこがポイントなのではないかと思っているのが一点です。

あと、証拠力の話があって、手元に資料がないので、うろ覚えな記憶になってしまっていますが、諸外国ではデータの証拠力のところについても規定を置いていて、要するにデジタルだから証拠力に差があるようにしてはいけないということをわざわざ書いている立法例もありまして、それが世界の潮流だと思っています。

#### ○岡村座長

土居委員、お願いします。

#### ○土居委員

先ほど御質問にお答えいただきまして、大変明瞭になったと思うのですが、今日の両団体の御説明をお伺いしていると、電子保存だけで済ませたいと思っている会社に

としては、電子保存だけにしてほしいが、紙保存だけにしてほしいという会社は紙保存だけにするという、そういうアンビバレントな状況が現状として併存しているということなのだと思います。もちろん中心的な改正を行おうとするならば、今後はデジタルの時代なのだから、全員デジタルで保存するという話になるのかもしれませんが、そういうわけにもなかなかいかないというところで、行政側もどう対応すればいいかということで、手をこまねている。そうすると、両方保存してくださいという話がどうしても出てきてしまっているという、悩ましい状況なのだろうと思いました。

期限はなかなか区切れないとしても、いずれはデジタルに移行する、時代の変化の動きはそちらの方向だと見定めるならば、電子保存をできる会社にとっては、紙保存がある種ペナルティーになっているということなので、ペナルティーというのは、善良な企業に対して科すものではない。不正を起こした企業に対しては、ペナルティーを科してもいいのだが、善良な会社にまでペナルティーを科す必要はないということだとすると、何度か税務調査が入るなり、申告納税に対して適切な改善をした会社に対しては、何年か不正がなかった会社に対しては、紙保存はしなくていいという形で、紙保存をしないということを恩典として与えるような形の制度改正をすることは、一つの策としてはあり得るのではないかと思います。それで、適切に納税している会社は、電子保存ができるという形で、テークオフしていただくという制度改正というのは、今後、考えられると思いました。

もう一点だけ申し上げたいのは、先ほど社会保険料と税の話を上げたのですが、阿部共同委員長がおっしゃった点の一つヒントがあったと思ったのは、社会保険料も納めなければならない企業にとっては、税も社会保険料もそれぞれ手続をしなければならず、そのためには、自社で雇用者に対して、勤務状況まで含めて情報をきちんと収集しなければならない。そうなったときに、デジタルで業務負担が軽減されるとなると、そのときにはデジタルで一貫して手続が済むということになると、デジタル化が進むのではないかと、その点は非常に大きいと思います。

私が政府税制調査会で、2017年にフランスとイギリスに海外調査に行かせていただいたときに、フランスは雇用実態をデジタルで情報収集していました。かつ小規模企業でも雇主が電子的に手続を取らなければいけないという、義務を課していることがあるということで、税だけでなく、社会保険の側からも、勤務実態を把握するところから、デジタル化が構築されていました。

もちろん国の成り立ちが違うので、日本もそういうふうにしるということを申し上げたいわけではありませんが、少なくとも税は税、社会保険料は社会保険料ということで、制度は別だということは承知の上で、社会保険料にまつわる業務もデジタル化されることを通じて、紙だけで済むと思っていた企業が、必ずしも紙だけでやるということになると、逆に手間が、デジタル化したほうがいいのではないかと、企業側が自発的にデジタル化に好意的に臨んでいただけるという促し方があって、そうすると、

おのずと税務申告もデジタルで行うほうがいいと、自発的に電子のほうを選んでもらえるというような促し方があると思ったというところで、社会保険料と税の話を上げました。

政府税制調査会で社会保険料の話をしろということを申し上げたいわけでもありませんし、あくまでも税制は税制だし、社会保険料は社会保険料でそれぞれの仕組みがあって、それぞれの仕組みを電子的に計算プログラムが別があれば、徴収を一元化するとか、そういうことまでする必要はないというのが私の意見ですが、そういう意味で、電子的に進めれば、おのずとそれぞれが別に計算されているということだったとしても、煩雑さが緩和される場所はあると思いました。

#### ○岡村座長

ありがとうございました。

ほかに委員の方々から、御意見、御質問等はございますか。

本日は、日本商工会議所阿部貴明税制特別委員会共同委員長、並びに新経済連盟小木曾稔政策部長及びfreee株式会社小泉美果金融渉外部長から、民間における記帳の実態やバックオフィスのデジタル化の状況等について御紹介をいただきました。今後の検討を進める上で、大変意義のある会議になったと思います。御説明いただきました方々に改めて感謝申し上げます。

次回の専門家会合は、本日いただいた御意見等も踏まえて、税務手続の電子化や事業者の適正申告の確保、記帳水準の向上等について、議論させていただくことになりうかと思えます。

本日の会合は以上です。ありがとうございました。

[閉会]